



平成 25 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**
代表者名 代表取締役社長 土谷 忠彦
(コード番号 1847 東証第一部)
問い合わせ先 財務経理部長 渡辺 直之
(TEL. 03 - 3845 - 8096)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 25 年 9 月 12 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。
当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 25 年 9 月 9 日に、当社の関西支店における不適切な会計処理に関する外部調査委員会の調査報告書を開示し、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を提出した旨及び過年度に係る決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の関西支店において、協力会社の了解を得て工事代金の一部を支払わず、別の工事の工事代金として支払う工事原価の付け替えを行うことにより、工事原価の計上を先送りしていた実態等が明らかになり、また、平成 22 年 3 月期第 2 四半期から平成 25 年 3 月期までの決算内容等の重要な会社情報に関して、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

当社の関西支店においては、施工部門の部長等が、自ら又は部下の作業所長を介し、工事原価の付け替えを行っており、施工部門の管理すべき副支店長等も当該事実を認識していたなど、同支店における牽制機能が有効に機能していない状況が認められました。

以上を踏まえると、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

以上